

入会及び退会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款第2章の規定に基づき、一般社団法人キャラクターブランド・ライセンス協会（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(正会員及び賛助会員)

第2条 正会員とは、この法人の目的に賛同して入会した団体及び個人をいい、賛助会員とは、この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人をいう。

第2章 入会及び退会

(入会基準及び手続)

第3条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする個人又は団体（法人）に対しては、別表に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の決議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

3 名誉会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上、社員総会において推薦を決定し、本人に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第4条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(退会事由及び手続)

第5条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 定款第10条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合、

前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

- 3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第3条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の再入会申込に対しては、第3条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後〇年間は、再入会を認めないこととする。

(会員資格の取消)

第7条 会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合、理事会の決議をもって、当該会員の会員資格を取り消すことができる。

- ①他者又はこの法人の名誉、プライバシー、著作権、肖像権の侵害及び信用等を傷つける行為、又は会員としての品格を損なう行為があったとき
- ②法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき
- ③本規則又は、その他この法人が定める規則に違反したとき
- ④会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保等に供する行為があったとき
- ⑤差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分等を受けたとき
- ⑥破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別精算手続開始等の申し立てをなし、もしくはこれを受けたとき
- ⑦暴力団、暴力団員、暴力団に関係する団体・個人、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当する場合
- ⑧会員の主たる出資者もしくは役職員が反社会的勢力と取引その他の関係を有し、又は暴力・威力・詐欺的手段を用いて信用の毀損、業務の妨害、もしくは不当な要求をしたとき

第3章 会費

(会費)

第8条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員 金9万円

賛助会員 金2万円

（会費の納入）

第9条 会員は、毎事業年度、1月31日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

（途中入会の会費の納期）

第10条 事業年度の途中に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（1月から6月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（7月から12月まで）の場合は年額の半額とする。

2 前項の会費の納入は、この法から入会承認の通知を受けた日から60日以内とする。

第4章 権利と特典

（会員の権利）

第11条 会員は以下の権利を有する。※なお下記①②については正会員に限る

①この法人の社員総会における、各1個の議決権

②この法人の役員を選挙し、または役員に選挙されることができる権利

③この法人の事業に参加し、その全てを利用することができる権利

④この法人の設置する各種部会への参加及び部会設立事案を発議できる権利

第5章 規則の追加・変更

（規則の追加・変更）

第12条 本規則に定めのない事項の追加及び規程の変更については、社員総会の決議により定めるものとする。

2 この法人は理事会の決議により、特典の内容及び会費を含め本規程の全部又は一部を追加・変更することができる。この法人により追加・変更された規程は、この法人のウェブサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は当該追加・変更された規程に拘束されるものとする。

第6章 免責及び損害賠償

（免責及び損害賠償）

第13条 戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検及び更新等によ

- りやむを得ず会員サービスを変更、中止又は一時停止せざるを得なかった場合、この法人は一切責任を負わないものとする。
- 2 会員は、この法人が提供する特典及びこの法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、この法人は一切責任を負わないものとする。
 - 3 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、この法人は一切責任を負わないものとする。
 - 4 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとする。
 - 5 本規程に違反した会員に対し、この法人は告知無しにサービスの利用停止、会員資格の取消等の措置をとることがあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。
 - 6 登録メールやパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、この法人に重過失がある場合を除き、この法人は一切の責任を負わないものとする。
 - 7 他会員の情報が不正確または虚偽の内容であったこと等により、会員が被ったすべての損害及び不利益について、この法人は一切の責任を負わないものとする。
 - 8 この法人は、会員情報、会員同士のやりとり等に付き、如何なる目的においても監視する義務を負わないものとする。
 - 9 万が一、この法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、この法人は間接損害、特別損害、逸失利益並びに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、この法人が負う責任は、会員が支払う会費を上限とする。
 - 10 会員が退会・会員資格の取消等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第7章 個人情報保護

(個人情報保護)

- 第14条** この法人は、自身が定める個人情報保護方針に基づき、会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期するものとする。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成26年1月6日から施行する。

(別表)

入会申込書に記載する主要事項

1 個人正会員及び賛助会員

(1) 入会に際しての誓約

(例文)「入会の上は、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、社員総会及び理事会の決定に従います。」

(2) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話・Fax・メールアドレス

(3) 勤務先名称、所属部署・役職名、住所、電話・Fax・メールアドレス

(4) 最終学歴、主要職歴

(5) 会費請求書及び資料等の送付先

(6) 個人情報公開についての同意・不同意の確認

－機関誌等での公表とその範囲(氏名、勤務先)

－勤務先からの問合せがあった場合(氏名、会員種別、入会日)

(7) 賛助会員の場合の年会費額

2 団体(法人)正会員及び賛助会員

(1) 入会に際しての誓約(上記1.と同じ)

(2) 団体(法人)名、所在地、代表電話・Fax・メールアドレス

(3) 代表者氏名、役職

(4) 事務連絡者(氏名、所属部署、役職名、電話・Fax・メールアドレス)

(5) 会費請求書及び資料等の送付先

(6) 団体(法人)正会員及び賛助会員の場合の年会費額